

(質問)

木造住宅の耐震診断について教えてください。

(回答)

耐震診断とは、想定される地震に対する安全性を検討することをいいます。阪神・淡路大震災の悲劇を二度と繰り返さないようにするため、既存木造住宅の耐震性の問題が指摘され、広く耐震診断が行われるようになっております。特に、昭和56年5月以前の旧耐震基準により建てられた木造住宅にお住まいの方は、大規模地震による倒壊被害の危険があり、命を失わないためには、耐震診断を行いわが家の耐震性を知り、必要な備えをすることが大切です。耐震診断は、診断する建物の構造により、診断方法が異なります。また、診断の精度によっても、診断方法が異なります。一般の木造住宅の耐震診断を行う場合は、建築指導課のホームページまたは、各地域振興局建設部にパンフレット「わが家の耐震診断」が備えてありますのでご活用ください。(自分でもできる簡易版耐震診断です) また、地震に関する相談は、各地域振興局建設部や(社)山梨県建築士会において、建築の専門家が相談に応じていますので気軽に相談してください。

(社)山梨県建築士会の電話番号は、055-233-5414です。

(問い合わせ先)

連絡先	山梨県土木部建築指導課
担当	建築指導担当
電話	055-223-1734
F A X	055-223-1707
E - m a i l	kenchiku@pref.yamanashi.jp
ホームページ	<a href="http://www.pref.yamanashi.jp/doboku/kenchiku/index.htm">http://www.pref.yamanashi.jp/doboku/kenchiku/index.htm</a>